平成２３年（フ）第２２号
愛知県豊川市一宮町下新切43番地８
破産者　川畑幸太郎
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６３号
京都府宇治市南陵町１丁目１番地の163、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市古川町1173番地28
破産者　髙田　泰機
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９８１号
福岡市東区千早１丁目９番３―508号、破産手続開始決定時の住所福岡県宗像市須恵１丁目７番14号
破産者　長門　宏幸
１　決定年月日　平成24年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１４号
北海道江別市野幌東町19番地の２
破産者　細田　勝彦
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６１号
札幌市南区真駒内泉町４丁目３番４―109号
破産者　西　　明美
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６号
宮城県気仙沼市赤岩五駄鱈138番地37
破産者　西條みさ子
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第１２１４号
福岡市東区名子３丁目19番55―202号、前住所福岡市東区青葉７丁目56番３号
破産者　前田　展利
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８９５号
福岡市東区和白丘１丁目13番20―103号
破産者　岩下　　謙
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３４号
福島県福島市笹木野字笹木野原３番地の131和修舎203号室
破産者　渡邉　利彦
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５８号
大阪府富田林市西板持町７丁目７番20号、開始決定時の住所神奈川県大和市深見西４丁目６番13―403号
破産者　大浦　克之
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５０３号
千葉県浦安市猫実３丁目２番22号
破産者　宇田川與夫
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８４号
横浜市緑区台村町625番地10　フォルシュ・ウエスト101号、開始決定時の住所横浜市旭区中沢２丁目42番２―702号
破産者　加藤　朝市
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６４９号
横浜市港南区港南台３丁目12番10―306号、開始決定時の住所横浜市港南区港南台３丁目11番11号　メイフェア港南台105号
破産者　増丸　義和
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２０号
神奈川県横須賀市池田町４丁目２番２―102号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市大鋸３丁目11番26号
破産者　松林　尊博
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３２号
神奈川県海老名市上今泉６丁目25番36―106号
破産者　渡邊　　賢
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９９号
神奈川県藤沢市善行６丁目３番23号　ステージ湘南Ｂ棟201
破産者　松尾　元信
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部